

夢心 指定居宅介護支援 サービス利用書（重要事項説明書）

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（大阪府指定 第2772403503号）

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 清松福祉会
- (2) 法人所在地 大阪府枚方市長尾西町3丁目8番地0号
- (3) 電話番号 072-850-4141
- (4) 代表者氏名 理事長児玉 誠
- (5) 設立年月 昭和0年2月15日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 居宅介護支援事業
- (3) 事業所の名称 夢心居宅介護支援事業所・平成18年7月1日指定
- (4) 事業所の所在地 大阪府枚方市長尾北町1-1785-2
- (5) 電話番号 072-866-3939
- (6) 事業所長(管理者)氏名 大野 大輔
- (7) 当事業所の運営方針*
利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう
配慮することを目的とし、夢心のロゴマークやキャッチフレーズにあるように、ご契約者
及び在宅サービスの利用者ともに、当施設が『笑顔の集う場所に』なるように、安心介護
のサービスを笑顔で提供する事をスタッフ全員が意識して日々の業務に励む事とする。
- (8) 開設年月 平成18年7月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 枚方市
- (2) 営業日及び営業時間

受付時間	年中無休
営業日	月曜日～金曜日 8時30分～17時0分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職務内容	指定基準	配置人数
1. 事業所長(管理者)	従事者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。	1名	1名
2. 介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	2名	2名
3. 事務員	介護給付費の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名	2名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料

負担はありません。

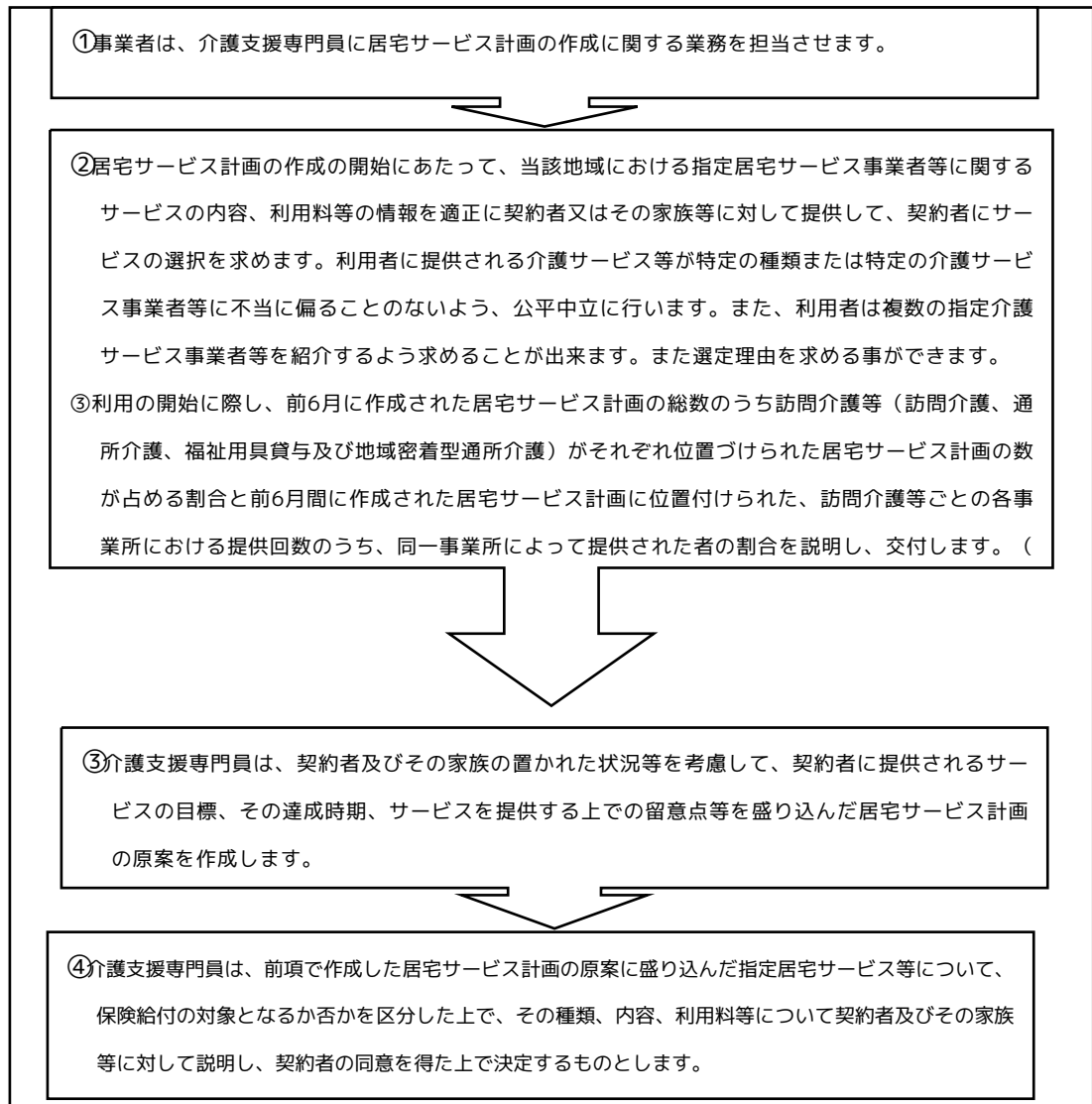
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の1第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努めます。

・主治医から居宅サービス計画書の情報提供を求められた場合、連携をとる観点から情報提供致します。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、以下のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護 1、2		基本単位	利用料	
居宅介護支援費 (I)	(i) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が45未満または45以上である場合においての、45未満の部分	要介護 1・2	1086	11,620円
		要介護 3・4・5	1411	15,097円
	(ii) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が45以上である場合においての、45以上60未満の部分	要介護 1・2	544	5,820円
		要介護 3・4・5	704	7,532円
	(iii) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が45以上である場合においての、60以上の部分	要介護 1・2	326	3,448円
		要介護 3・4・5	422	4,515円
居宅介護支援費 (II)	(i) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が50未満又は50以上である場合においての50未満の部分	要介護 1・2	1086	11,620円
		要介護 3・4・5	1411	15,097円
	(ii) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が50以上である場合においての、50以上60未満の部分	要介護 1・2	527	5,638円
		要介護 3・4・5	683	7,308円
	(iii) 介護支援専門員1人当たりの利用者が50以上である場合においての、60以上の部分	要介護 1・2	316	3,381円
		要介護 3・4・5	410	4,387円

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また、2ヵ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

- ・ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の剪定理由の説明を求められることを文書により説明、交付を行っていない場合。
- ・ 居宅サービス計画の新規作成及び変更に当たって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接していない場合、当該計画について利用者または家族に対し説明・同意交付を行っていない場合。
- ・ 居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため1月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合

※居宅介護支援費 (I) で取扱件数が45以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費 (I) の (ii) または (iii) を算定します。

※居宅介護支援費 (II) で取扱件数が50以上の場合は、契約日が古い物から順に割り当て、50件目以上になった場合

に居宅介護支援費（Ⅱ）の（ii）または（iii）を算定します。

※居宅介護支援費（Ⅱ）は、ケアプランデータ連携システムの活用及び事務員の配置を行っており、月の末尾において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、法廷代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出している場合に算定します。

※当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月あたりに利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は上記金額の95/100となります。

※特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,140円を減額することとなります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者をおいていない事実が生じた場合は上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/100となります。

《加算料金》

以下の要件を満たす場合、上記基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	算定回数等
初回加算	300	3,210円	1月につき
特定事業所加算(Ⅰ)	519	5,553円	1月につき
特定事業所加算(Ⅱ)	421	4,504円	
特定事業所加算(Ⅲ)	323	3,456円	
特定事業所加算(A)	114	1,219円	

特定事業所医療介護連携加算	125	1,337円	1月につき
入院情報連携加算(Ⅰ)	250	2,675円	利用者が病院又は診療所に入院日に必要な情報提供を行った場合(1月につき)※運営規定に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日は可
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200	2,140円	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、必要な情報提供を行った場合(1月につき)※運営規定に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日は可
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450	4,815円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600	6,420円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600	6,420円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院退所加算(Ⅱ)ロ	750	8,025円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた(内1回はカンファレンスによる)場合 (入院または入所期間中1回を限度)
退院退所加算(Ⅲ)	900	9,630円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上受けた(内1回はカンファレンスによる)場合 (入院または入所期間中1回を限度)
通院時情報提供加算	50	535円	利用者1人につき1月に1回が限度
緊急時当居宅カンファレンス加算	200	2,140円	1月につき(2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,280円	1月につき

※初期加算は新規に居宅サービス計画を作成した場合や要 支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅介護サービス計画を作成した場合に算定

※特定事業所加算は質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性に高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行っている事業者認められる

※特定事業者医療介護連携加算は、前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院退所加算の算定に係る病院等との連携が3回以上であり、同期間の間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定している場合で、特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している場合に算定します。

※入院時情報提供連携加算は、利用者が病院または診療所に入院するに当たって利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。

※退院・退所加算は、病院・介護保険施設等に入院、入所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合に、当事業所の介護支援専門員が当該病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成及びサービスの調整を行った場合に算定します。情報提供の回数・方法により算定区分が異なります。

※通院時情報連携加算は、利用者が病院又は診療所で医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、

医師等に対して必要な情報提供を行なうとともに、医師又は歯科医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に、算定します。

※緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に算定します。

※ターミナルケアマネジメント加算は、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業者に情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。

※地域区分の単価（5級地10.70円）を含んでいます。

※居宅介護支援費の介護職員処遇改善加算は介護支援専門員の賃上げや処遇環境改善を目的として賃上げ・職場環境改善・情報公表・実績報告を要件として事業所が策定履行した場合、介護職員処遇改善加算：2.1%算定します。（令和8年6月より）

（2）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア	事業者指定口座への振り込みの場合 京都信用金庫 枚方東支店 普通預金00711174 口座名義 社会福祉法人 清松福祉会 夢心 理事長 児玉 誠
イ	利用者指定口座からの自動振替の場合 利用者が別途指定した金融機関名及び支店名、預金種別・番号、口座名義
ウ	現金支払いの場合 現金による支払い

前記（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）居宅介護支援の提供にあたって

- ・居宅介護支援提供に先立って、介護保険証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- ・利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとしします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 医療と介護の連携

①利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所に伝えてください。

②事業所は、指定介護サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち認めるものを利用者の同意を得て主治医もしくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

③事業者等は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。

④③の場合において担当職員は、介護サービス計画を作成した際には当該介護サービス計画を主治医等に交付します

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 尾崎 将宣 長友 富美子

【職 名】 介護支援専門員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
8:30～17:00

○連絡先 072-866-3939

(2) 行政機関その他苦情受付機関

枚方市市役所健康保険部 健康 寿命推進室 長寿介護保険課	所在地 枚方市大垣内町2-1-20 電話番号 072 (841) 1460 ・ FAX 072 (844) 0315 受付時間 AM9:00～PM5:30
大阪府社会福祉協議会	所在地 大阪市中央区中寺1-1-54 電話番号 06 (6191) 3130 ・ FAX 06 (6768) 2426 受付時間 AM9:00～PM5:00
国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8 (中央大通FNビル内) 電話番号 06 (6949) 5418 ・ FAX 06 (6949) 5417 受付時間 AM9:00～PM5:00

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所

〔説明者職名〕 介護支援専門員

〔氏 名〕 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

〔本 人〕

住 所

氏 名 印

電話番号

〔身元引受人〕

住 所

氏 名 印

電話番号

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その提供の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
 - ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ④ 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ⑤ 守秘義務はサービス提供契約が終了した後についても継続します。
また従業員は退職後においても守秘義務を守ることを条件に雇用契約をしております。
- ※ ただし、サービス提供や居宅サービス計画作成に必要な場合、各事業所に情報を提供する場合があります。その場合事前に文書にて同意を得ます。
- 事業者は、個人情報の記録物は適切に管理し漏洩を防止します。
利用者の求めに応じ管理している個人情報を開示し、また修正が必要であれば修正等を行います。

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は損害賠償保険に加入しており、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. 苦情対応

- ① 事業所は、その提供した居宅介護支援サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。
- ② 事業所は、その提供した居宅介護支援サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- ③ 事業所は、その提供した居宅介護支援サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4. 虐待防止に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- ① 従業員に対する虐待を防止するための研修の実施
- 2 虐待防止の為に対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ③ その他虐待防止のために必要な措置
- ④ 事業者はサービス提供中に当該事業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はすみやかにこれを市町村に通報するものとする。

5. 身体拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合な

ど、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の（１）～（３）の要件すべてを満たす時は、利用者に対して説明し同意を得たうえで必要最小限の範囲内で身体拘束等を行うことがあります。その場合は様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察ならびに検討内容についての記録をし、５年間保存します。

また事業者として、身体拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①切迫性・・・直ちに身体拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ②非代替性・・・身体拘束以外に、代替する介護方法がない場合。
- ③一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体拘束を解く場合。

6. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症に予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

7. 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修訓練を定期的を実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要介護認定・要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援・自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに当事業所までお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

令和6年4月1日現在